

川口市多文化共生指針策定委員会第2回委員会

令和4年11月17日（木）10時00分

かわぐち市民パートナーステーション会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

第2次川口市多文化共生指針 改訂版（修正案）について

(2) 報告事項

ア パブリック・コメント手続きの実施について

イ 川口市における外国人住民の現状について

(3) その他

3 閉 会

配布資料一覧

資料No.1 第2次川口市多文化共生指針 改訂版（修正案）

資料No.2 パブリック・コメント手続きの実施について

資料No.3 川口市における外国人住民の現状について

第 2 次川口市多文化共生指針
改訂版
(修正案)

令和 4 年 11 月 17 日現在

川口市

第1章 指針の趣旨

1 改訂の目的

本市において、外国人住民数は、川口市多文化共生指針を策定した平成24年1月1日現在の21,578人から令和4年1月1日現在38,090人となり、この10年間で約1.8倍に増加し、総人口の約6.29%となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響で新規入国者が制限されたことから、本市においても外国人住民の減少が多少みられましたが、感染症が収束したポストコロナ時代を見据えて外国人住民が更に増加することが今後予想されます。

多文化共生施策は、今後はウィズコロナからポストコロナへと変遷していく中で、本市の実情を踏まえた多文化共生の推進が求められます。

このような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、外国人住民を社会の一員として受け入れ支援する視点から、地域社会で活躍する担い手として社会参加を促す取り組みの実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針」の改訂を行います。

2 改訂の経緯

国では平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各地方自治体においてもこれに基づき地域の実情に沿った計画を策定し、多文化共生施策を推進してきました。令和2年9月には、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包括性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要とし、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

埼玉県においても、平成19年12月に県として推進すべき施策について「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、その後2回の改訂を経て、令和4年4月に新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を取りまとめました。

本市においては、平成23年度に「川口市多文化共生指針」を策定し、平成26年度に改訂をしましたが、計画期間が満了したことから、これまでの成果を基に市として推進すべき施策について改めて検討を行い、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行いました。定住外国人が増加する本市の実情を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し、推進すべき施策について検討を行い、「第2次川口市多文化共生指針」の改訂を行うものです。

3 国の動向

日本における外国人住民数は、令和3年末日現在で276万635人と、日本の総人口に占める外国人住民の割合の2.20%となっており、令和元年以降、若干の減少傾向にあります。

近年における外国人政策の大きな転換は、平成24年7月に施行された在留管理制度と住民基本台帳制度であり、これにより、従前の外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象になり、外国人住民に対して市町村が行政サービスを提供する基盤が確立されま

した。

また、平成 25 年より毎年改訂されている「日本再興戦略」によれば、外国人は日本経済の「担い手」として捉えられ、専門的な技術や知識を持つ外国人労働者を「高度外国人材」として活用し、または積極的に呼び込んでいくことを中心に謳われてきました。少子高齢化や人口減少社会といった社会問題に直面していく中で、外国人住民の果たす役割は大きく、ますます重要な位置づけになっていくものと捉えています。

4 県の動向

埼玉県における外国人住民数は、令和3年末日現在で19万7,110人と県人口の2.68%を占めています。これは全国の都道府県別で第5位の多さとなっています。また、「永住者、日本人や永住者の配偶者等、定住者」を合計すると94,692人であり、これは県における外国人住民数の48.04%を占めており、外国人の定住化が表れています。

埼玉県では、「日本人住民、外国人住民が共に日本一暮らしやすい SAITAMA づくり」を基本目標とし、「誰もが暮らしやすい地域づくり」、「外国人が活躍できる地域づくり」及び「認め合い共に生きる地域づくり」の三つの柱の基に、取組みを進めています。

5 川口市の動向

川口市の外国人住民数は、令和4年1月1日現在38,090人で、この3年間で約1.3倍に増加し、総人口の約6.29%となりました。(p.3 図表2)

一方で、少子高齢化が加速して社会問題となっている状況や市民の外国人住民割合の増加から、外国人住民を「支援される側」から地域の多様な担い手となる「支援する側」として捉え直し、高度な技能や知識、様々な文化的背景を持ち、個性豊かで活気溢れる外国人住民の多様性をまちづくりに活かす、新たな多文化共生の段階に入っているといえます。

このような現状を踏まえ、本市では、日本人及び外国人へアンケートを実施し、日本人住民と外国人住民がどのように多文化共生を進めていくべきか再度検討を行い、「第2次川口市多文化共生指針」の改訂を取りまとめました。

6 計画の期間

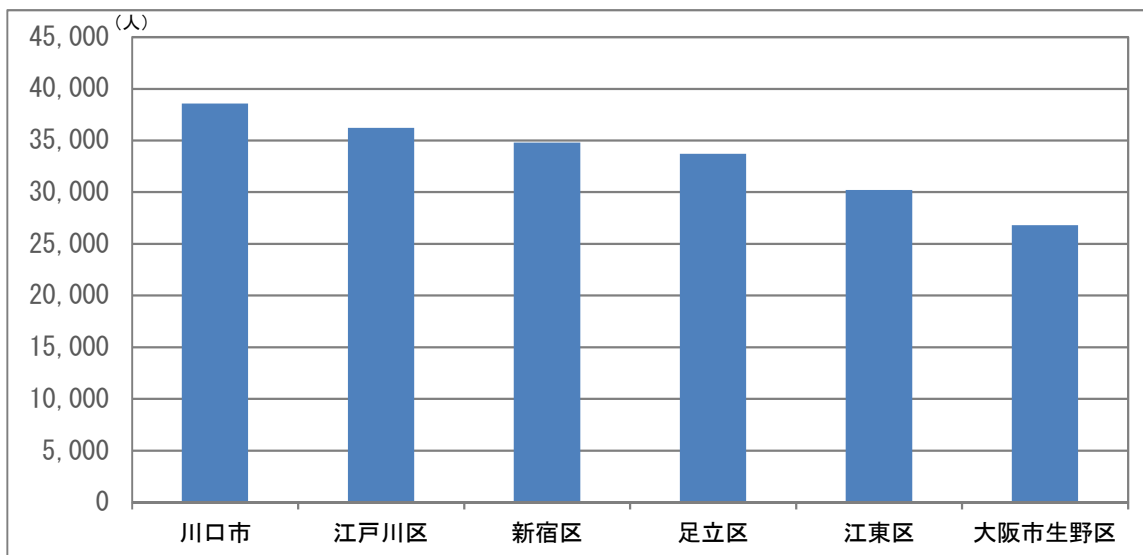
計画の期間は5年間とし、令和9年度までに取組むべき施策を取りまとめています。本指針の改訂では、令和5年度以降の計画を策定するものとします。

第2章 川口市における多文化共生の背景

1 全国における川口市の状況

川口市に居住する外国人住民数は、現在約3万9千人と市人口の約6.4%を占めており、この数は全国で1位となっています。（令和3年12月末日現在）

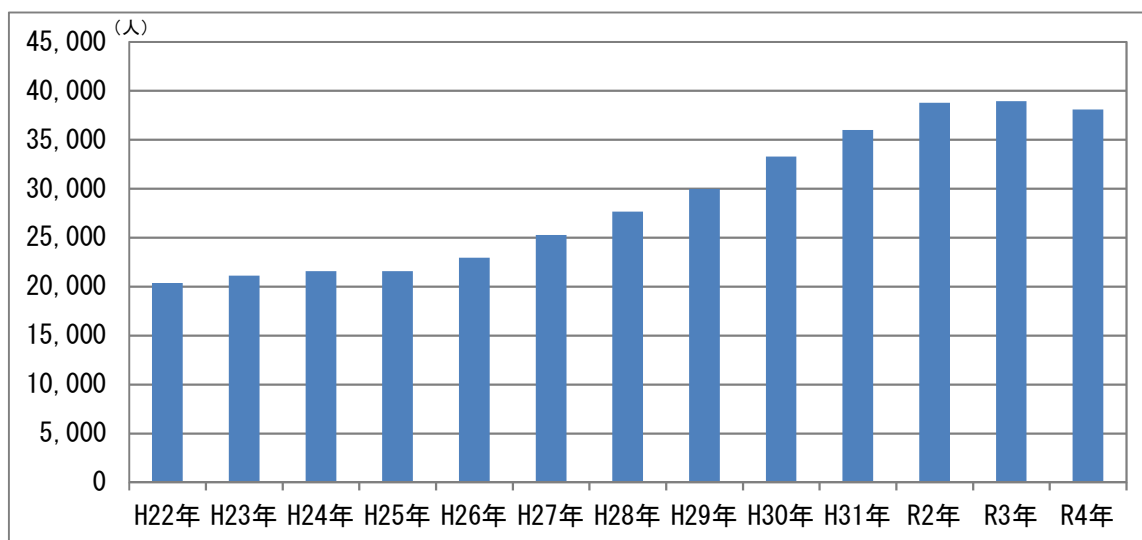
図表1 全国における在留外国人の数上位市町村（令和3年12月末日現在）



資料：法務省統計

令和4年1月1日現在、市内の外国人住民は38,090人（市の人口の6.29%）で、平成22年1月1日現在20,362人（市の人口の3.95%）の約1.87倍に増えています。

図表2 川口市における外国人住民の数の推移（各年1月1日現在）



資料：川口市統計

※H23年以前は旧鳩ヶ谷市との合併前のため、鳩ヶ谷地域の外国人数を含まません。

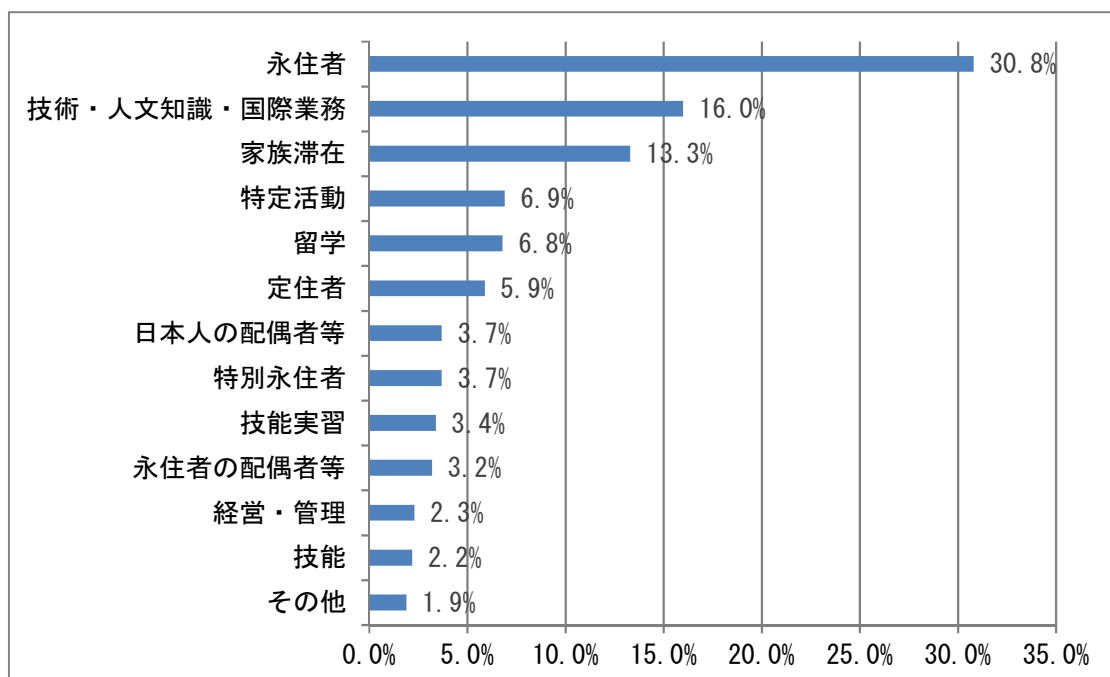
2 在留資格別でみる外国人住民の状況

川口市に在住する外国人住民を在留資格別でみると、令和4年1月1日現在では、「永住者・日本人や永住者の配偶者等、定住者」を合計した人数は16,606人で、外国人全体に占める割合は約43.6%になっており、本市における外国人定住化の傾向を示しているといえます。

図表3 川口市における外国人住民の数（在留資格別 令和4年1月1日現在）

順位	在留資格	人数（人）	比率（%）
1	永住者	11,733	30.8
2	技術・人文知識・国際業務	6,086	16.0
3	家族滞在	5,060	13.3
4	特定活動	2,629	6.9
5	留学	2,591	6.8
6	定住者	2,248	5.9
7	日本人の配偶者等	1,416	3.7
8	特別永住者	1,392	3.7
9	技能実習	1,294	3.4
10	永住者の配偶者等	1,209	3.2
11	経営・管理	876	2.3
12	技能	837	2.2
	その他	719	1.9
	合計	38,090	100.0

資料：川口市統計



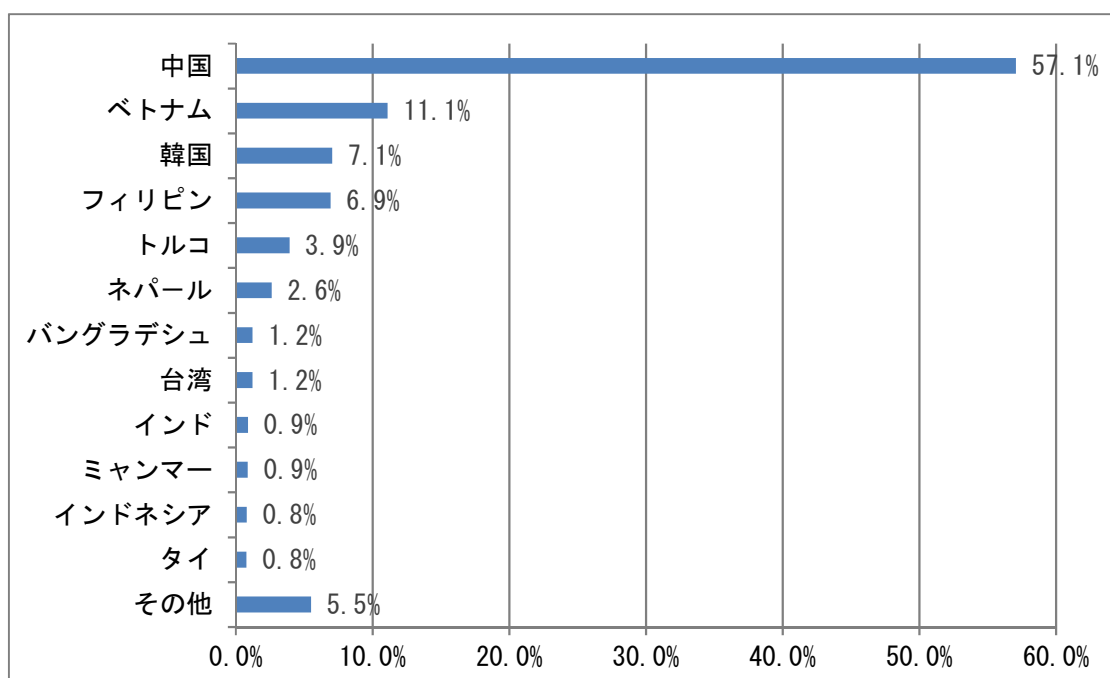
3 国籍・地域別でみる外国人住民の状況

令和4年1月1日現在、川口市では107の国・地域に及び外国人が在住しており、国籍・地域別でみると、中国が21,738人で外国人全体に占める割合が約57%と最も多く、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、トルコと続いています。

図表4 川口市における外国人住民の数（国籍・地域別 令和4年1月1日現在）

順位	国籍・地域	人数（人）	比率（%）
1	中国	21,738	57.1
2	ベトナム	4,226	11.1
3	韓国	2,686	7.1
4	フィリピン	2,640	6.9
5	トルコ	1,496	3.9
6	ネパール	1,000	2.6
7	バングラデシュ	469	1.2
8	台湾	461	1.2
9	インド	341	0.9
10	ミャンマー	335	0.9
11	インドネシア	307	0.8
12	タイ	298	0.8
	その他の国籍・地域	2,093	5.5
	合計	38,090	100

資料：川口市統計



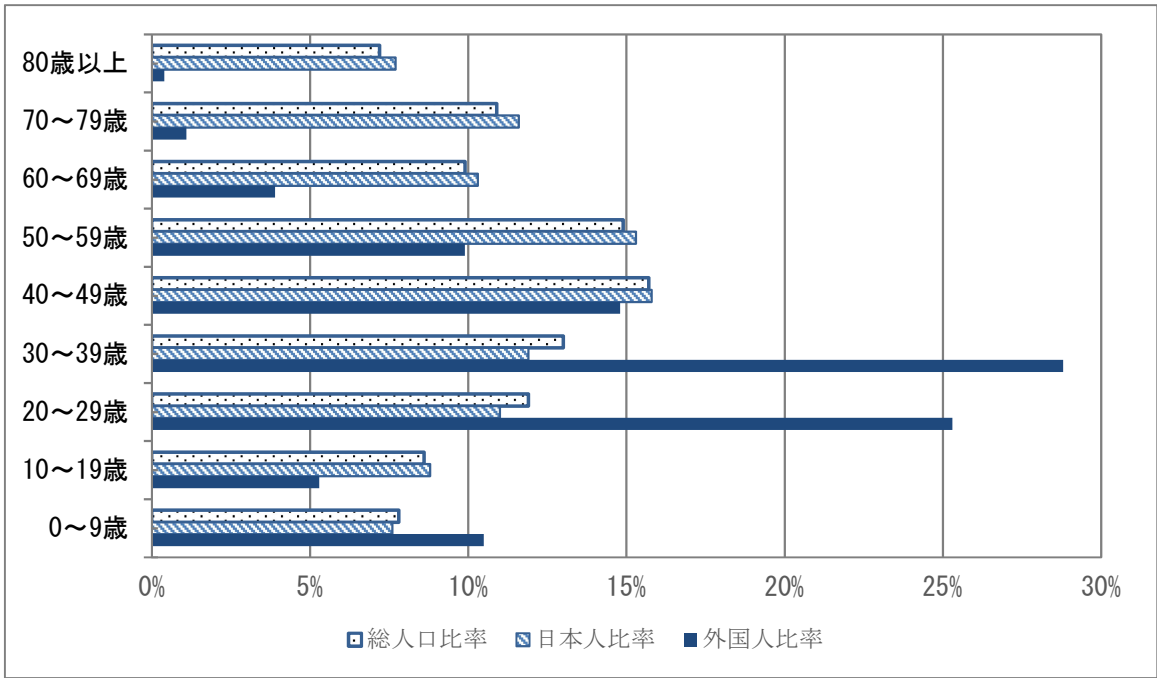
4 年齢別でみる外国人住民の状況

令和4年1月1日現在、川口市の外国人住民数を年齢別で見ると、生産年齢人口の中でも活躍が期待される20代～40代の割合が、日本人が38.7%であるのに対し、外国人は68.9%と非常に高く、少子高齢化や人口減少社会による労働力不足解消の担い手として期待されます。

図表5 川口市の年齢階級別人口（令和4年1月1日現在）

年齢階級別 (歳)	外国人	比率 (%)	日本人	比率 (%)	総数	比率 (%)
0～9	3,986	10.5	43,166	7.6	47,152	7.8
10～19	2,001	5.3	49,928	8.8	51,929	8.6
20～29	9,636	25.3	62,616	11.0	72,252	11.9
30～39	10,986	28.8	67,564	11.9	78,550	13.0
40～49	5,636	14.8	89,501	15.8	95,137	15.7
50～59	3,765	9.9	86,605	15.3	90,370	14.9
60～69	1,479	3.9	58,612	10.3	60,091	9.9
70～79	435	1.1	65,855	11.6	66,290	10.9
80以上	166	0.4	43,608	7.7	43,774	7.2
合計	38,090	100.0	567,455	100.0	605,545	100.0

資料：川口市統計



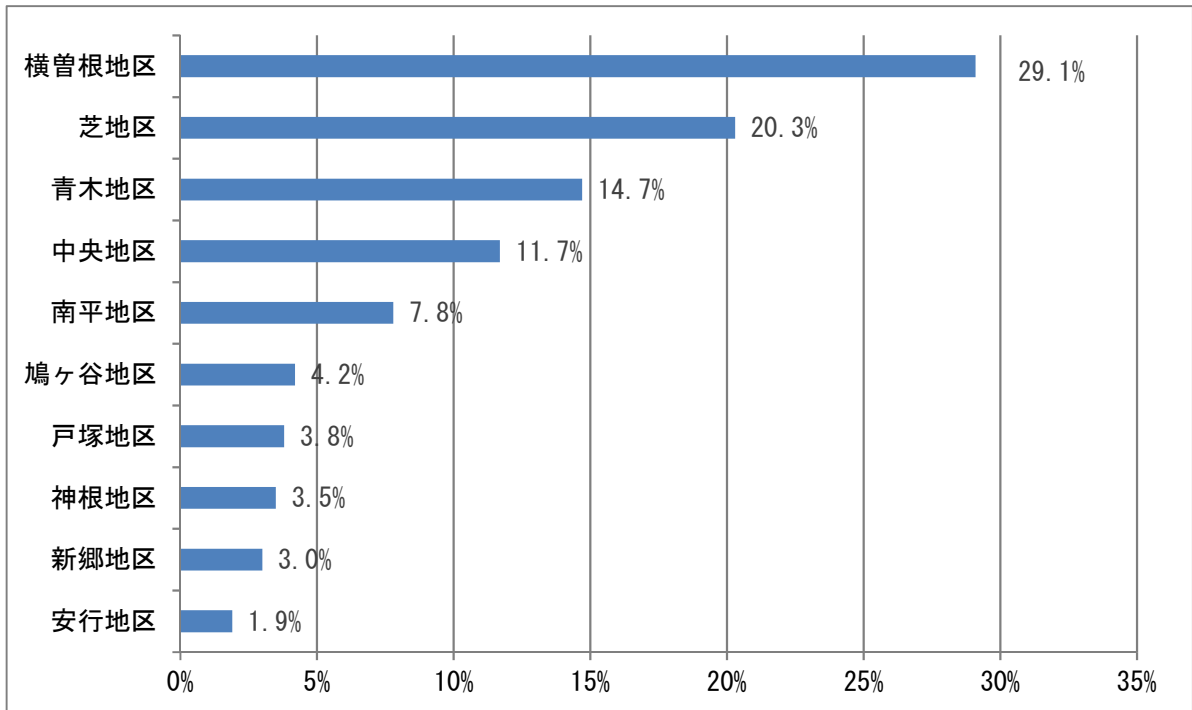
5 地区別でみる外国人住民数の状況

川口市の外国人住民数を地区別で見ると、横曽根地区が11,090人と最も多く、次いで芝地区7,737人、青木地区5,582人、中央地区4,459人、南平地区2,960人で、上位5地区で外国人全体の80%以上を占めています。

図表6 川口市の地区別外国人住民数（令和4年1月1日現在）

	地区	人数（人）	比率（%）
1	横曽根地区	11,090	29.1
2	芝地区	7,737	20.3
3	青木地区	5,582	14.7
4	中央地区	4,459	11.7
5	南平地区	2,960	7.8
6	鳩ヶ谷地区	1,616	4.2
7	戸塚地区	1,438	3.8
8	神根地区	1,330	3.5
9	新郷地区	1,144	3.0
10	安行地区	734	1.9
	合計	38,090	100.0

資料：川口市統計



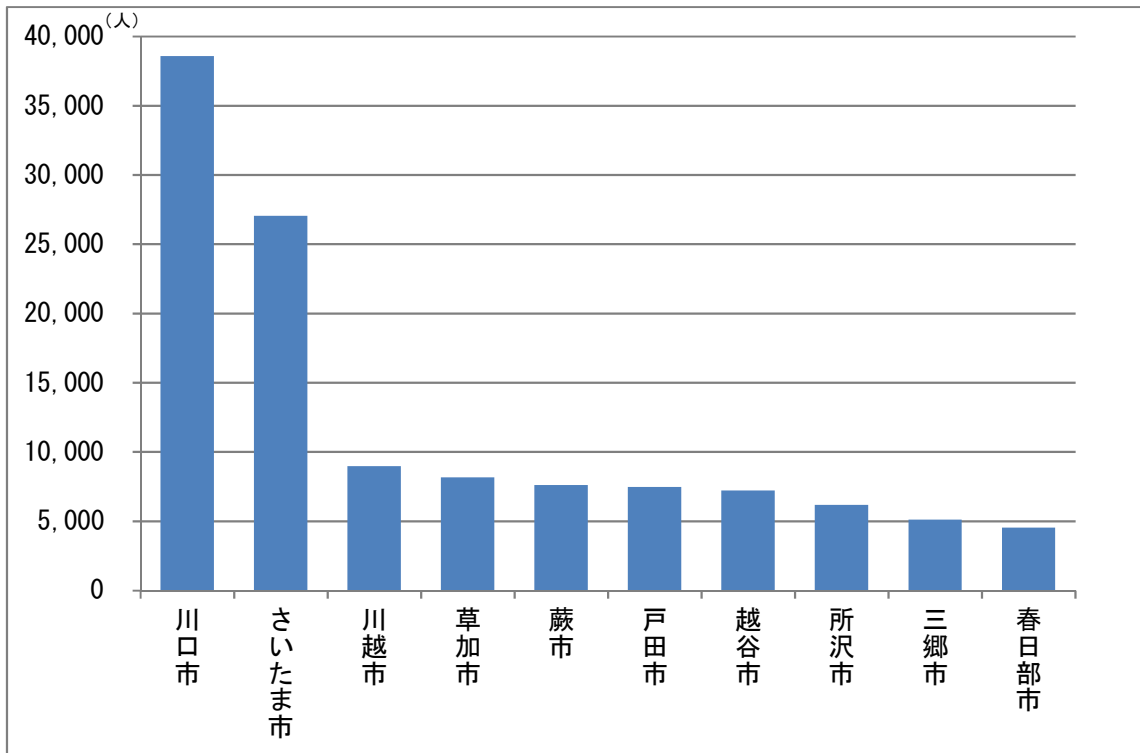
6 埼玉県における川口市の状況

埼玉県内における市町村別在留外国人数は、川口市が38,565人と最も多く、さいたま市が27,033人と続きます。住民に対する外国人構成比は、蕨市が10.3%と最も多く、川口市が6.5%と続いています。

図表7 埼玉県における外国人の数上位市町村（令和3年12月末現在）

順位	市町村名	外国人の数（人）
1	川口市	38,565
2	さいたま市	27,033
3	川越市	8,969
4	草加市	8,159
5	蕨市	7,607
6	戸田市	7,463
7	越谷市	7,222
8	所沢市	6,175
9	三郷市	5,106
10	春日部市	4,543

資料：埼玉県国際課調べ



第3章 多文化共生をめぐる現状

1 日本語習得の必要性

外国人住民が安心して地域で生活を送るためには、地域の人たちとお互いにコミュニケーションができることが重要で、そのためには地域のコミュニケーションで使われる日本語の習得が必要となります。

文部科学省の調査では公立小中高校などに在籍する外国人児童生徒のうち、日常生活や授業に支障があり、日本語指導が必要な子どもは、平成30年5月1日時点で全体の4割にのぼり、そのうち実際に特別な指導を受けている子どもの割合は79.5%と、前回調査（平成28年）に比べて2.6ポイント増加しているものの、さらなる支援が必要です。

学校において特別の配慮に基づき日本語指導を必要とし、実際に受けている生徒の割合は、令和3年度には、91.0%と、前回調査（平成30年）に比べて11.5ポイント増加しています。

本市では、文部科学省にて作成した、日本語能力の測定方法である「DLA」（Dialogic Language Assessment）を判断基準とし、公立小中学校に在籍する外国人児童生徒で日本語指導が必要と判断した生徒においては、特別な教育課程を編成し日本語指導教員が指導しています。令和4年度には、在籍外国人児童生徒2,395人のうち対象の1,182人全員に指導しています。今後外国人児童生徒の増加が益々見込まれることから、さらなる指導体制の構築が必要です。

また、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、日本語の学習意欲の醸成と日本語学習の支援が必要です。

2 多言語による情報提供

多言語とやさしい日本語の併用による情報提供

日本語の能力が十分でない外国人住民の日本語学習を支援していく一方で、多言語によるわかりやすい情報提供も必要です。

日本語の能力が十分でない外国人住民に、多言語による情報提供は必要ですが、外国人住民のすべての母語で情報を提供することは難しいことから、日本語に不慣れな外国人住民にもわかりやすい「やさしい日本語」を併用します。

本市では、外国人住民の利用頻度が高い書類や情報については、多言語による情報提供とやさしい日本語の啓発を進めてきました。また、ICTを活用した情報伝達機能を強化しています。

3 コミュニケーションによる理解と協調

外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会は行政だけで実現できるものではありません。日本人住民と外国人住民が地域でお互いにコミュニケーションができることが重要です。外国人住民の中には、日本語の習熟度が十分でない人も多くいるため、日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことにより、ルールやマナーの誤解やトラブルが生じることがあります。

地域でのコミュニケーションが十分でない場合、日本人・外国人住民相互の理解や協調

が不十分になり、外国人住民が孤立して地域への参加の機会が失われてしまうことから、地域における外国人コミュニティの実態を把握し、キーパーソンを通じたコミュニケーションの支援が必要です。

4 日常生活を送るための環境

(1) 居住

本市で実施したアンケート調査で、外国人住民の住家の種類は「民間の共同住宅」37.28%、「公営の共同住宅」3.26%、と約4割を賃貸住宅が占めています。一方で、賃貸住宅に入居しようとする際、敷金・礼金など外国人には一般的でない慣行があることや、保証人を探すのに苦労したり外国人という理由で入居を断られるなど、様々なトラブルが発生することがあります。

(2) 教育

教育にあっては外国人に就学義務は課せられていないものの、日本人と同様に扱うものとされていることから、日本の教育制度の周知や就学の促進を進めていく必要があります。一方で、外国人児童生徒については、言葉の壁によりコミュニケーションがうまく取れなかったり、学校での授業の理解に支障をきたしたりすることがあり、現状としては、学校に通っている児童生徒の約4割には特別な日本語指導が必要とされています。

(3) 労働

外国人住民が地域で自立した生活を送るためには、労働できる環境を整えていくことが必要です。就業はもちろんのこと、低賃金や長時間労働、不当な解雇、社会保険の未加入など、外国人住民の労働環境をめぐる課題や問題は様々であり、その解決には行政の支援も必要です。

厚生労働省によれば、わが国で働く外国人の数は年々増加しており、令和2年10月現在で172万人と日本の全就業者の2.58%の水準になっています。この5年間で59.26%と大幅に増加していますが、目立つのは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響による企業の業績悪化に伴い、技能実習生の雇用維持が困難になったことです。

一方で、平成30年に成立した改正出入国管理法により創設された「特定技能」の在留資格を持つ外国人の増加が、見込まれています。

市内の中小企業についても労働力不足解消の担い手として外国人住民を雇用する立場にあることから、外国人住民の労働環境を改善することに努め、行政と一体となって川口市の元気なまちづくりを推進していく姿勢が求められています。

(4) 医療・保健・福祉

外国人住民のライフステージは多様化し、入院や出産、子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスを受けなければならない場面は増えています。しかし、公的

医療保険に未加入で医療費が高額になることをおそれて重症になるまで受診しなかったり、言葉の壁により病院に行っても適切な診察を受けられなかったりするなど、安心して医療サービスを受けられない懸念があります。

現在、本市における外国人住民は生産年齢人口の比率が高く、まだそれほど高齢化の問題は表面化していませんが、将来的には徐々に高齢化の波が押し寄せてくることが予想され、医療や介護などで外国人住民向けの高齢者施策も必要になってくるでしょう。

(5) 防災・防犯

日本語が十分でない外国人住民は、災害発生時に被害情報や避難情報を得ることができなかつたり、避難所でうまくコミュニケーションが取ることができなかつたりすることで、災害弱者になってしまうおそれがあります。

地域の生活においても、日本語の理解が不十分なために防犯情報を理解できず、犯罪に巻き込まれてしまうおそれがあります。

外国人住民が地域で安心して暮らしていくためには、日本語の習得や多言語による防災・防犯の情報提供といったサポートが必要です。

また、行政からの支援だけに頼るのではなく、地域に在住し、防災ボランティア、防災リーダーとして活躍できる外国人住民にも、自助・共助の観点から地域の一員となり「支援する側」として協力してまちづくりに参加する姿勢が必要になっています。

第4章 指針の基本的な考え方

1 基本理念

日本人住民と外国人住民の多様性を活かした元気な川口のまちづくり

「多文化共生」という考え方の基本は、日本人住民も外国人住民も、互いに文化的な違いを認め合い、ともに地域社会を支える主体であるという認識が重要です。川口市では、年々外国人住民が増加し続けており、様々な国籍・民族の外国人が地域で暮らしています。日本人住民も外国人住民もそれぞれが持つ魅力や個性、多様性を活かし、多様な主体が共生共存できる元気な川口のまちづくりを進めていきます。

2 基本方針

・ 多文化交流	⇒	さまざまな交流や啓発の活性化
・ 多文化理解	⇒	誰もがお互いを尊重・理解し合える環境づくり
・ 多様な文化の躍動	⇒	人権を尊重し、外国人住民の多様性を活かしたまちづくり

これまで「支援の対象」でしかなかった外国人住民の多様性をまちづくりの新たな資源として掘り起こし、外国人住民もまちづくりに積極的に参加して活躍できる外国人目線でのまちづくりも推進し、魅力的で持続的に発展できるまちづくりをめざします。

日本人住民と外国人住民のさまざまな交流や啓発の機会を設け、豊かな個性を発揮し、誰もがお互いに尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、安心して暮らせる多文化共生のまち・川口をめざしていきます。

3 基本指標

多言語ボランティアの登録者数	
現状値（令和3年度） 63人	目標値（令和9年度） 90人
⇒	
市に登録される多言語ボランティアを増員して、多文化共生事業の充実を図ります。	

多文化共生事業の参加者数	
現状値（令和3年度） 558人	目標値（令和9年度） 外国人住民数の伸び率を上回る人数
⇒	
多文化共生事業の参加者数が外国人住民数の伸び率を上回る人数に増加することをめざします。	

多文化共生事業の満足度

現状値（令和3年度）

82%



目標値（令和9年度）

~~80%~~ 100%

多文化共生事業参加者向けアンケートにおいて、満足度の向上をめざします。

災害多言語ボランティアの登録者数

現状値（令和3年度）

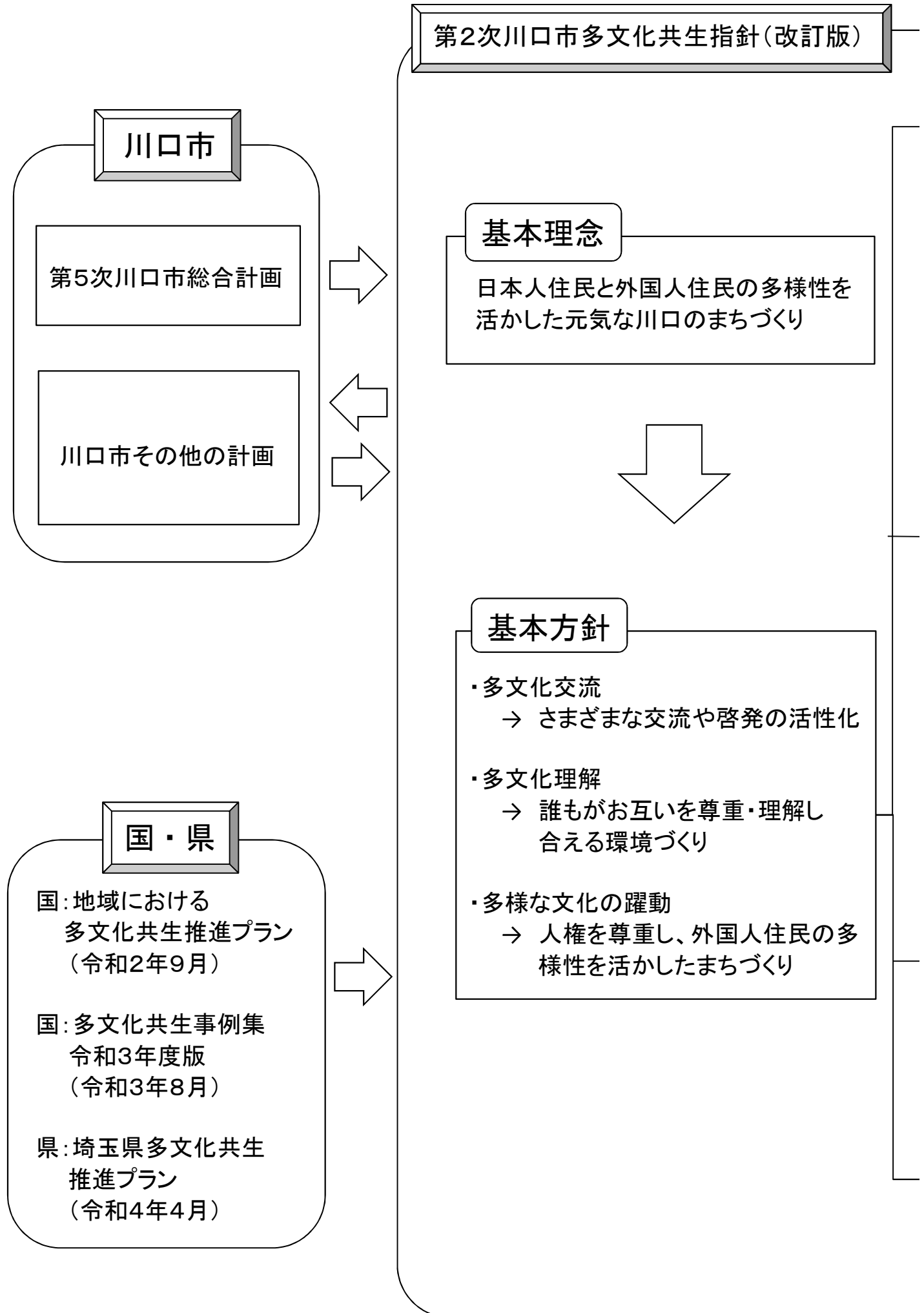
0人



目標値（令和9年度）

50人

市に登録する災害多言語ボランティアを新たに募集して、多文化共生事業の充実を図ります。



1 コミュニケーション支援

- (1) 多様な言語を活用した情報提供
 - ア 多様なメディアによる情報提供
 - イ ユニバーサルデザイン・ピクトグラムの活用
- (2) やさしい日本語を活用した情報伝達
- (3) 地域生活のためのオリエンテーション実施
- (4) 外国人住民のための相談窓口の設置
- (5) 日本語学習の支援

2 生活支援

- (1) 居住
 - ア 住居相談の対応
- (2) 教育
 - ア 学校
 - (ア) 外国人の子どものための日本語指導
 - (イ) 外国語教育の充実
 - (ウ) 不就学の子どもへの対応
 - イ 幼児教育
 - (ア) 幼児教育制度の周知および多文化対応
 - ウ 進路支援
 - (ア) 幼児や児童生徒の保護者への経済的支援
 - (イ) 進学相談
- (3) 労働
 - ア 外国人労働者への支援
- (4) 医療・保健・福祉
 - ア 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供
 - イ 医療機関における多言語対応の推進
 - ウ 健康診断や健康相談の実施
 - エ 保育などの子育て情報の提供
 - オ 高齢者・障害者への対応
- (5) 防災・防犯
 - ア 災害時における多言語対応
 - イ 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備
 - ウ 外国人に特化した防災啓発
 - エ 外国人に特化した防犯・交通安全啓発

3 多文化共生の地域づくり

- (1) 地域社会への参加
 - ア 地域住民等に対する多文化共生の啓発
 - イ 町会・自治会等を中心とする取組みの推進
 - ウ 外国人住民の町会・自治会への参加促進
- (2) ボランティア等との協働体制構築
- (3) キーパーソン・ネットワークの構築

4 地域活性化やグローバル化への貢献

- (1) 国際(多文化)交流
 - ア 中学生及び高校生の海外派遣
 - イ ホームステイの斡旋
- (2) 国際(多文化)理解
 - ア 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
 - イ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
 - ウ 地域の外国人住民の多様性を活用した多文化共生の推進
 - エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策
- (3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

多文化共生推進施策の展開

本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適に過ごしやすい多文化共生社会の実現をめざしています。

その実現のために必要な施策を総務省作成の多文化共生事例集を基に大きく四つに区分しました。

一つ目が、「1 コミュニケーション支援」です。これは、日本語の運用能力や日本の社会に関する知識や理解にかかわるコミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援することを目的としています。

続いて、「2 生活支援」です。定住化の傾向が見られる本市において、外国人住民が地域の中で安心して生活ができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことを目的としています。

三つ目が、「3 多文化共生の地域づくり」です。外国人住民に対する支援を円滑に行うため、地域住民全体の多文化共生に関する理解が大変重要となってきます。外国人住民も地域社会の一員として、日本人住民とともに様々な活動に従事できるよう促します。

最後が、「4 地域活性化やグローバル化への貢献」です。言葉や文化の壁を越え、人や企業のグローバルな交流を推進し、外国人がもたらす多様性を積極的に元気な川口のまちづくりに活用することをめざします。

以上四つの区分において、現在多文化共生を推進すべく取り組んでいる施策は、以下のとおりです。

1 コミュニケーション支援

(1) 多様な言語を活用した情報提供

本市では、既にごみの出し方などをはじめ、外国人住民の生活に必要な情報を多言語で市のホームページに掲載したり、窓口でパンフレットなどを配布するなどして、周知を図っています。

また、外国人住民を対象とした「外国人相談窓口」を設置して簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行っています。現在、国際交流員・外国人相談員、通訳端末を用いて日本語を含む17言語に対応しています。その他、様々な行政サービスを提供している担当課と連携し、通訳・翻訳を積極的に行うことで、外国人住民のニーズに見合った情報提供や相談業務の充実に取り組んでいます。多言語による情報提供の他、やさしい日本語を活用するなど外国人住民にとってわかりやすい情報の提供についてさらに取り組んでいきます。

情報発信の方法については、川口市からの情報を掲載したチラシなどが市の窓口や公民館などに置かれていても、外国人住民の行動範囲に合致しておらず、なかなか周知に至っていないことから、多言語情報コンテンツを充実させたポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」を中心に、外国人住民が母国語で様々な情報にアクセスできるよう整備するとともに、積極的な情報発信を行っています。

ア 多様なメディアによる情報提供

事業名	ホームページ自動翻訳サービス	担当課	情報政策課

内 容	外国人向けに川口市ホームページを5ヶ国語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語)に自動で翻訳するサービスを提供しています。		
-----	--	--	--

事 業 名	市営駐車場案内看板の整備	担当課	管財課
内 容	駐車場案内看板の整備を行い、外国人にも分かるように日本語の案内だけでなく、車やバイクのイラストを案内看板に取り入れています。		

事 業 名	多言語通翻訳	担当課	協働推進課
内 容	多言語による情報提供の充実及び地域の問題解決のために、各機関及び町会・自治会からの通翻訳依頼は、国際交流員・外国人相談員・多言語ボランティアを活用しています。		

事 業 名	多文化共生情報誌「TOMO×TOMO」	担当課	協働推進課
内 容	日本人住民と外国人住民がお互いの文化や習慣の理解を深めるための記事を、一般公募の編集委員が作成し、協働推進課で4ヶ国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)に翻訳して各機関に配布しています。		

事 業 名	外国語版家庭ごみの分け方・出し方	担当課	資源循環課
内 容	外国人市民に8ヶ国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語)で、家庭ごみの分別・排出方法の周知・徹底を図るため、「外国語版家庭ごみの分け方・出し方」のパンフレットを作成し、市窓口・各支所等で随時配布しています。		

事 業 名	川口市ごみの分別ガイド(WE Bアプリ)	担当課	資源循環課
内 容	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、トルコ語の8ヶ国語に対応した家庭ごみの分別ガイドです(スマートフォン以外の携帯電話から見る場合、日本語と英語のみ対応)。 住所ごとに、家庭ごみの収集日を検索できます。また、ごみの品目ごとに、分け方や出し方のポイントを検索できます。		

事 業 名	外国語版転出・転入時手続きご案内	担当課	料金課
内 容	外国人住民向けに6ヶ国語(英語・中国語・韓国語・タガログ語・トルコ語・ベトナム語)で、水道の使用についての周知を図るため、「外国人用転出・転入時手続きご案内」のパンフレットを作成し、市窓口等で随時配布しています。		

事業名	上下水道局ホームページの自動翻訳サービス	担当課	上下水道総務課
内容	外国人向けに上下水道局ホームページを3ヶ国語（英語・中国語・韓国語）に自動で翻訳するサービスを提供しています。		

事業名	外国語資料の収集および提供	担当課	中央図書館
内容	英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・タガログ語の5ヶ国語を中心に外国語図書を収集、閲覧・貸出サービスに供します。また、英語・中国語・韓国語の新聞や英語・韓国語の雑誌も少数だが収集、閲覧に供します。貸出サービスは、日本での現住所を確認できる証明（在留カードなど）があれば利用できます。また、上記の証明がない場合も、館内で閲覧することは可能です。		

事業名	各種申込書の外国人利用者対応	担当課	中央図書館
内容	利用登録申込書は英語を併記しています。		

事業名	外国語版ホームページ	担当課	中央図書館
内容	図書館ホームページに外国語のページを設け、外国語版利用案内を公開しています。蔵書検索システムについて、英語で利用できるページがあり、館内検索機では、英語のほか中国語、韓国語、ポルトガル語での検索が可能です。		

事業名	カウンター標記や掲示物の外国人利用者対応（中央図書館のみ）	担当課	中央図書館
内容	貸出カウンターや返却カウンターの標記、及び休館日案内は英語を併記。外国語資料コーナーの掲示物は外国語版のものを作成し掲示します。また、利用案内やインターネット利用など、各サービスの利用方法については、外国語訳をカウンターに設置しています。		

イ ユニバーサルデザイン・ピクトグラムの活用

事業名	市営駐車場案内看板の整備（再掲）	担当課	管財課
内容	駐車場案内看板の整備を行い、外国人にも分かるように日本語の案内だけでなく、車やバイクのイラストを案内看板に取り入れています。		

(2) やさしい日本語を活用した情報伝達

日本語に不慣れな外国人に、窓口での対応時に使えるフレーズや話し方など、ロールプレイングを盛り込んだ動画を作成し、職員研修を行いました。

事業名	意識啓発のための職員研修会	担当課	協働推進課
内容	多文化共生を推進する立場である行政職員として必要な「やさしい日本語」の知識と認識を深めるため、全職員に対して研修を行います。		

(3) 地域生活のためのオリエンテーション実施

外国人住民が地域で暮らしていくために必要な制度を理解し行政サービスを享受できるよう、講習会等オリエンテーションを実施して周知を図ります。

事業名	外国人生活ガイド	担当課	協働推進課
内容	住民税や所得税、在留期間更新時に必要になる書類等を分かりやすく説明している「税金」のページを設けて、情報提供しています。やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、トルコ語の7ヶ国語に対応しています。		

事業名	ルール・マナー講座	担当課	協働推進課
内容	外国人住民が、母国とは異なる日本の生活ルールやマナー等を学び、日本語能力やコミュニケーション能力などを向上させることで、地域で円滑に生活できるように講座を実施しています。		

(4) 外国人住民のための相談窓口の設置

外国人住民が自立し、いきいきと暮らしていくために、相談窓口を設置することで、必要な情報を提供したり、簡易な生活相談にのったりして、抱えている問題の解決を支援します。

事業名	外国人相談窓口	担当課	協働推進課
内容	外国人相談窓口を設置し、国際交流員・外国人相談員を配置することで、外国語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行っています。 受付日時：毎週火～土曜日 午前10時～午後5時 受付方法：電話、窓口		

事業名	本庁舎出張相談窓口	担当課	協働推進課、市民課
内容	国際交流員・外国人相談員を定期的に本庁舎3階（市民課窓口前）へ派遣することで、外国人の行政手続きを円滑に行えるよう支援しています。		

事業名	外国人住民のための法律相談	担当課	協働推進課
内容	法律上の専門的な相談が必要な外国人住民のために、月に1回無料で弁護士による法律相談を実施しています。（1回あたり3枠、1枠あたり50分間）		

事業名	外国人諸手続相談	担当課	市民相談室
内容	婚姻、離婚、帰化申請、在留許可、出入国などの手続きについて相談したい外国人に対し、埼玉県行政書士会川口支部が実施しています。毎月第3水曜日の午後1時半から1人25分で5名まで受け付けています。		

(5) 日本語学習の支援

川口市内では、ボランティア日本語教室が19(令和4年7月現在)開設されており、日本語の習得が十分でない外国人住民をボランティア日本語教室に案内しています。また、日本語ボランティア入門講座・日本語ボランティアレベルアップ講座を開講し、日本語ボランティアを育成することで、ボランティア日本語教室におけるボランティアの充実に努めています。

また、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒を対象に日本語指導教室を設置し、さらに市内の小学校27校、中学校11校に日本語指導の教師を加配して、日本語習得の支援を図っています。

さらに、平成31年4月に開校した市立芝西中学校陽春分校(夜間中学校)では、学齢期を過ぎた外国人住民でも、年齢や国籍を問わず、学びたい人が安心して通うことができる体制が整っています。

事業名	ボランティア日本語教室	担当課	協働推進課
内容	日本で生活している外国人住民が自分自身のペースで、ボランティアと一緒に日本語の勉強ができる学習機会の提供を促進しています。		

事業名	日本語ボランティア支援事業	担当課	協働推進課
内容	ボランティア日本語教室で活動を始めたい方に「日本語ボランティア入門講座」、既に活動している方で、より高度な教授法を習得したい方に「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催しています。		

事業名	教育研究所日本語指導教室	担当課	指導課
内容	外国人児童生徒や帰国児童生徒のうち、日本の学校生活の経験がなく、日本語指導を要する児童生徒に対して、学校生活への指導も含めた日本語初期指導を行い、円滑に学校生活を開始できるようにしています。		

2 生活支援

(1) 居住

市営住宅に関する情報提供や民間賃貸住宅の借り方、地域における生活マナー・ルールを多言語で提供し、外国人住民が安心して住まいを探せるようにサポートする必要があります。

ア 住居相談の対応

外国人住民が賃貸住宅に入居しようとした際に発生が予想される様々なトラブルに対応するため、外国人相談窓口で相談を受けたり、より専門的な窓口へ誘導するなど、直面する問題の解決を支援します。

事業名	外国人相談窓口（再掲）	担当課	協働推進課
内容	外国人相談窓口を設置し、国際交流員・外国人相談員を配置することで、外国語での情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行っています。 受付日時：毎週火～土曜日 午前10時～午後5時 受付方法：電話、来所		

事業名	外国人住民のための法律相談（再掲）	担当課	協働推進課
内容	法律上の専門的な相談が必要な外国人住民のために、月に1回無料で弁護士による法律相談を実施しています。（1回あたり3枠、1枠あたり50分間）		

(2) 教育

市内の小中学校に日本語指導の教師を加配、日本語指導教室を設置、ボランティア日本語教室の案内など、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得をサポートします。

また、児童生徒の保護者についても日本語が不自由な場合もあることから、学校からの連絡や面談など、必要に応じて通訳や翻訳で支援しています。さらに幼稚園や小中学校、高校への進学など外国人にはあまり一般的でない日本の教育制度について情報提供して理解を促します。

ア 学校

(ア) 外国人の子どものための日本語指導

事業名	教育研究所日本語指導教室（再掲）	担当課	指導課
内容	外国人児童生徒や帰国児童生徒のうち、日本の学校生活の経験がなく、日本語指導を要する児童生徒に対して、学校生活への指導も含めた日本語初期指導を行い、円滑に学校生活を開始できるようにしています。		

事業名	ボランティア日本語教室（再掲）	担当課	協働推進課
-----	-----------------	-----	-------

内 容	日本で生活している外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、ボランティアと一緒に日本語の勉強ができる学習機会の提供を促進しています。
-----	---

(イ) 外国語教育の充実

小中学校へのネイティブスピーカーの配置や文部科学省の指導要領改訂による小学校中学年で「外国語活動」、高学年での「外国語科」に対応するため専任教員を増強するなど、外国語教育のさらなる充実に努めます。

(ウ) 不就学の子どもへの対応

外国にルーツをもつ子どもの中には、様々な事情により小中学校に通えない児童生徒がいます。本人やその家族の将来のためにも義務教育課程を修了することが望まれることから、小中学校への就学を促していく必要があります。

イ 幼児教育

(ア) 幼児教育制度の周知および多文化対応

事 業 名	こんにちは赤ちゃん事業	担当課	子育て相談課
内 容	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行う事業で、タブレット端末の翻訳アプリの活用や資料を5ヶ国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、トルコ語）にすることにより外国人住民世帯を訪問した際の円滑な交流を促進しています。		

ウ 進路支援

(ア) 幼児や児童生徒の保護者への経済的支援

事 業 名	川口市外国人幼児・児童生徒保護者に対する補助金	担当課	子ども総務課
内 容	外国人幼稚園に在籍する幼児の保護者、又は外国人学校に在籍する児童生徒の保護者に補助金を交付しています。		

(イ) 進学相談

事 業 名	日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会	担当課	協働推進課
内 容	進学を希望している外国籍生徒やその保護者に対して、入試制度全般に関する基本的な情報提供を行うとともに、市内および近隣自治体にある高校との個別相談会を開催しています。		

(3) 労働

外国人労働者についても労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法など）が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。

ア 外国人労働者への支援

市内企業で働いている外国人労働者や技能実習生等を対象に、川口市で生活する上で必要な生活マナー等の情報提供に加え、地域により馴染めるよう日本人住民との交流会を開催します。

事業名	ルール・マナー講座（再掲）	担当課	協働推進課
内容	市内企業で働いている外国人労働者等を対象に、母国とは異なる日本の生活ルールやマナー等を学び、日本語能力やコミュニケーション能力などを向上させることで、地域で円滑に生活できるように講座を実施します。		

(4) 医療・保健・福祉

医療の現場においては多言語音声翻訳アプリを活用したり、外国語が通じる医療施設の情報提供を行います。また、保険に加入していないことにより医療費が高額になることが懸念される場合は、無料低額診療制度を紹介して医療機関への早期受診を促します。

保健や福祉についても情報提供の多言語化により、外国人住民の適切な制度理解と健康増進を図ります。

ア 外国語対応が可能な病院・薬局に関する情報提供

外国人住民が言葉の壁による不安感から、医療機関での受診をためらうことを解消するため、川口市かかりつけ医療機関マップや、埼玉県の情報提供システムなどを活用して、外国語対応が可能な病院や薬局の情報提供を行います。

イ 医療機関における多言語対応の推進

医療機関に来院する外国人住民の中には日本語理解度が十分でない人も多くいるため、タブレット端末等の翻訳アプリや翻訳機といったツールの活用、通訳の派遣・配置などを行うことにより、医療機関における多言語対応に努めます。

ウ 健康診断や健康相談の実施

健康で充実した日常生活を送るためには、健康診断や健康相談により病気を予防していく取り組みが必要であることから、外国人住民向けに多言語による周知を行い、外国人住民も行きやすい健康診断や健康相談の実施に配慮します。

エ 保育などの子育て情報の提供

外国人住民が自立して充実した生活を送るためには、働く世代に保育などの子育て情報を提供する必要があります。そのため、多言語の情報提供により制度の理解を促し、子育てを支援します。

オ 高齢者・障害者への対応

事業名	外国人高齢者等福祉手当	担当課	長寿支援課

内 容	年金受給資格のない在日外国人高齢者及び在日外国人障害者の福祉の増進を図ることを目的として、川口市の住民基本台帳に記載されており、引き続き1年以上居住していて、かつ法務大臣の永住許可及び特別永住許可を受けている大正15年4月1日以前に出生した方、又は昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害手帳の交付を受けている方に対し月額5,000円を支給します。
-----	--

(5) 防災・防犯

災害発生時に外国人住民が孤立して災害弱者になってしまうことがないように、普段から日本語の習得を支援したり、防災訓練に参加して地域とつながること、災害に対する備えを周知していきます。

また、外国人が「支援する側」として主体的に地域の防災に関わっていくことを推進し、自助や共助を促していきます。

さらに、災害発生時は多言語による情報提供や多言語ボランティアの活用による支援を行います。防犯についても、多言語による防犯情報の提供や交通安全教育を行い、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれずに、地域で安心・安全な暮らしが送れるように支援していきます。

事 業 名	三者間同時通訳業務委託	担当課	指令課
内 容	119番通報時等に通報者と指令管制員と通訳者を繋ぐ、三者間同時通訳サービスを提供しています。		

ア 災害時における多言語対応

災害発生時に外国人住民が安全な行動を取れるように、多言語による情報提供を行います。

イ 通訳等災害ボランティア派遣体制の整備

事 業 名	災害多言語ボランティアの派遣	担当課	協働推進課
内 容	災害時には、川口市地域防災計画に基づき、通訳を行う多言語ボランティアを派遣します。		

ウ 外国人に特化した防災啓発

事 業 名	外国人生活ガイド（再掲）	担当課	協働推進課
内 容	地震や水害といった災害についての知識や、防災のための準備や適切な対応を理解するために「防災／災害」ページを設けて、情報提供しています。やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、トルコ語の7ヶ国語に対応しています。		

エ 外国人に特化した防犯・交通安全啓発

多文化共生情報誌やチラシ、イベントなどを活用して、多言語による防犯・交通安全の啓発を行います。

3 多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会への参加

本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施したりして、多文化共生意識の醸成を図っています。

さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。

外国人住民をまちづくりの担い手として捉えるためにも、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加促進に努めています。また、日本人住民に対する多文化共生の意識啓発を進めていくことが、相互の理解と協調につなげるためにも重要であると考えます。

ア 地域住民等に対する多文化共生の啓発

事業名	国際理解講座	担当課	協働推進課
内容	国際交流員・外国人相談員を町会・自治会、市内の小中学校に派遣し、外国の文化・習慣等について講座を行うことで、市民の国際理解や多文化共生を促進しています。		

イ 町会・自治会等を中心とする取組みの推進

事業名	地域住民との交流会	担当課	協働推進課
内容	川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう町会・自治会による日本人住民と外国人住民の交流会の開催を支援しています。		

事業名	多言語通翻訳（再掲）	担当課	協働推進課
内容	多言語による情報提供の充実及び地域の問題解決のために、各機関及び町会・自治会からの通翻訳依頼は、国際交流員・外国人相談員・多言語ボランティアを活用しています。		

ウ 外国人住民の町会・自治会への参加促進

外国人住民が地域の多様な担い手となる「支援する側」としてまちづくりに参加するために、自治会制度の周知を図るとともに、地域の町会や自治会への参加を啓発・促進します。

事業名	外国語版町会・自治会加入促進パンフレット	担当課	自治振興課
内容	町会・自治会の加入促進を図るため、3ヶ国語（英語、中国語、韓国語）で町会・自治会活動をPRするためのパンフレットを作成し、窓口や各支所等で随時配布しています。		

(2) ボランティア等との協働体制構築

ボランティア日本語教室の運営に関わる課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置、日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援を行っています。また、大規模災害発生時には、多言語ボランティアを派遣するなど、ボランティア等との協働体制の構築に努めます。

事業名	ボランティア日本語教室連絡会議	担当課	協働推進課
内容	ボランティア日本語教室の運営に関わる課題を検討・協議し、情報共有することで、各教室の効果的な運営につなげるとともに、多文化共生を推進しています。		

事業名	日本語ボランティア支援事業（再掲）	担当課	協働推進課
内容	ボランティア日本語教室で活動を始めたい方に「日本語ボランティア入門講座」、既に活動している方で、より高度な教授法を習得したい方に「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催しています。		

事業名	災害多言語ボランティアの派遣（再掲）	担当課	協働推進課
内容	災害時には、川口市地域防災計画に基づき、通翻訳を行う語学ボランティアを派遣します。		

(3) キーパーソン・ネットワークの構築

地域の多文化共生社会を形成していくために、日本人住民や外国人住民の中にリーダーとしての役割を果たせる人材や、相互の橋渡しができる意欲ある人材を発掘し、活用するためのネットワークを構築していくことに努めます。

4 地域活性化やグローバル化への貢献

(1) 国際（多文化）交流

中学生及び高校生等の海外への派遣や海外からの留学生の受け入れを行い、国際（多文化）交流を促進します。

ア 中学生及び高校生の海外派遣

事業名	中学生海外派遣事業	担当課	指導課
内容	オーストラリア・シドニーへ中学2年生を派遣し、ホームステイをしながら現地校での授業参加と野外活動を通して交流を深めています。派遣期間は夏季休暇中10日間。		

事業名	高校生海外派遣事業	担当課	指導課
内容	市立高等学校に通学している又は川口市内在住の高校1・2年生をアメリカ・フィンドレーに派遣し、現地校での英語による授業や、野外活動に参加することを通して交流を深め、英語力の向上を図っています。派遣期間は夏季休業中15日間。		

イ ホームステイの斡旋

事業名	ホームステイ受入先斡旋事業	担当課	協働推進課
内容	埼玉県ワンナイトステイ事業に基づき、日本語国際センターが行う研修に参加する外国人の日本語教師がホームステイする際に、受入登録家庭に受入れの斡旋をしています。		

(2) 国際（多文化）理解

日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するために、交流イベントを開催したり、国際（多文化）理解教育を推進していきます。

ア 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

事業名	外国人による日本語スピーチコンテスト	担当課	協働推進課
内容	外国人が日本語で意見を発表することにより、市民の国際理解や多文化共生意識を深めることを目的に開催しています。		

事業名	多文化ふれあいフェスタ	担当課	協働推進課
内容	国際交流員や外国人相談員を講師としてワークショップ等を行ったり、関連団体の出展・啓発を行ったりするなど、市民の国際理解や多文化共生意識を深めることを目的として開催しています。		

事業名	地域住民との交流会（再掲）	担当課	協働推進課
内容	川口市で生活するうえで必要な生活マナー、ごみ出しのルール、町会・自治会の仕組み等の情報提供に加え、外国人住民が地域により馴染めるよう町会・自治会による日本人住民と外国人住民の交流会の開催を支援しています。		

イ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

事業名	国際理解講座（再掲）	担当課	協働推進課
内容	国際交流員・外国人相談員を地域に派遣し、外国の文化・習慣等について講座を行うことで、市民の国際理解や多文化共生を促進しています。		

事業名	国際理解教育促進事業	担当課	指導課
内容	民間企業のネイティブスピーカーを、市立幼稚園・小・中学校に配置して、外国語活動・国際理解教育の推進等を行っています。		

ウ 地域の外国人住民の多様性を活用した多文化共生の推進

多文化共生を実現するためには、日本人住民だけではなく、まちづくりの担い手としての外国人住民の活躍を積極的に支援し、多文化共生を推進していく視点も必要です。

多文化共生情報誌を活用して、外国人住民の活動事例や若い外国人のロールモデルになる外国人住民の紹介など、活躍事例を紹介することで、外国人住民の多様性を活かしたまちづくりを可視化できます。

市内の外国人留学生に「グローバル人材育成センター埼玉」を紹介して就職支援を受ける機会を提供したり、市内で外国人留学生のために就職フェアを開催すること、また、外国人住民に「創業・ベンチャー支援センター埼玉」を紹介することで起業を促進したり、本センターと連携し市内で外国人住民のための起業講座を開催することなどにより、外国人の多様性を活かしたまちづくりを推進していくことができます。

また、外国人住民や外国人留学生の協力を得て、市内の新しい観光地を発掘するモデルツアーを実施したり、川口市の魅力をも国向けにSNSで発信してもらうなど、外国人目線でのまちづくりを推進します。

事業名	多文化共生情報誌「TOMO×TOMO」(再掲)	担当課	協働推進課
内容	日本人住民と外国人住民がお互いの文化や習慣の理解を深めるための記事を編集委員により多言語で作成し、各機関に配布しています。		

エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策

特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動の解消に向けた取組みを推進します。

(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

外国人住民が意見を行政に伝えるための仕組みづくりや、地域の施策に反映させるための多文化共生意識の啓発活動が必要です。

事業名	新規採用職員研修	担当課	協働推進課
内容	新規採用職員研修の一環で、「多文化共生」に焦点を当てて、多文化共生推進事業の目的、実施内容を説明します。その中で、日本人と外国人が相互理解を深め、互いに地域社会の一員として共に生きることの大切さを教示しています。		

ライフサイクルに応じた切れ目のない継続的な支援、多言語対応について

ライフステージ	各課事業・支援体制	行政サービスの多言語対応	各年代共通
<p>乳幼児期 (概ね5歳まで)</p>	<p>子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業 ・外国人幼児・児童生徒保護者への支援金 <p>子どもの学習の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア日本語教室 ・国際理解教育促進事業 ・図書館利用時の多言語支援 	<p>乳幼児期～子ども期に関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すくすくガイド」の翻訳 ・1歳6か月児健診、10か月児健診問診票の翻訳 ・幼稚園、保育園のお手紙(お便り・行事・持ち物)の翻訳 ・発達相談に係る相談時の通訳 ・就学時健康診断の通訳 ・小中学校の保護者面談時の通訳 ・健康診断等に関する翻訳(アレルギー調査、胸部X線、結核) ・障害のある人への対応、通訳 ・日本語指導教室の通訳 	<p>生活相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人相談窓口 ・本庁舎出張相談窓口
<p>子ども期 (概ね6～15歳)</p>	<p>子どもの教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教室 ・日本語指導教員の加配による日本語習得支援 ・中学生海外派遣事業 ・高校生海外派遣事業 	<p>青年期～老年期に関する こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人生活ガイドによる行政サービスの母語による情報提供 ・税金や年金の支払い等に関する通訳の支援 ・住宅(市営、賃貸)に関する相談の通訳、手続きに係る支援 ・生活保護に関する相談時の通訳 	<p>異文化交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解講座 ・多文化ふれあいフェスタ ・外国人による日本語スピーチコンテスト
<p>青年期 (概ね16～20代前半)</p>	<p>自己実現に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会 ・夜間中学校における学齢期を過ぎても学べる環境整備 	<p>日常生活などの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道利用の情報提供 ・ごみの分別ガイド ・家庭ごみの分け方、出し方 ・町会、自治会加入促進の案内 ・外国人生活ガイドによる母国語での情報提供 ・多文化共生情報誌「TOMO×TOMO」 ・ルール・マナー講座 	<p>緊急・災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣 ・119番通報時の3者間同時通訳
<p>成人期 (概ね20代後半～64歳)</p>	<p>トラブル解決の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民のための法律相談 ・行政書士による諸手続き相談 	<p>通訳端末による多言語対応</p> <p>(音声通訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット 16言語 ・スマートフォン 15言語 <p>(機械通訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポケットク 82言語 <p>※いずれも日本語を含む</p>	<p>高齢化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人高齢者等福祉手当
<p>老年期 (概ね65歳以上)</p>			

※年齢は目安として記載したものであり、対象となる方が、これに縛られるものではありません。

第6章 計画の推進体制

1 市民、市民団体、関係機関および市の連携

外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、警察、市民団体（NPO、NGO、ボランティア団体等）、企業、地縁団体（町会・自治会等）また、地域に存在する外国人コミュニティなどが適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。

2 庁内各課との横断的な連携体制

多文化共生施策や外国人住民を取り巻く問題は幅広く多岐にわたることから、「川口市多文化共生推進庁内連絡会議」により庁内横断的な連携を図り、または必要に応じて各課と個別の連携を図り、様々な問題の解決や多文化共生事業の推進に取り組んでいきます。

3 他の計画等との整合性

本市では、第5次川口市総合計画をはじめとして、様々な個別計画を策定しております。第2次川口市多文化共生指針改訂は、様々な施策と関連することから、総合計画や個別計画と相互に整合を図りながら、計画を推進していきます。

4 計画推進の視点

すべての人が安心して幸せに暮らすことができるように、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、人権が尊重され、日本人住民と外国人住民が共生し地域のコミュニティに自ら参加していくことが必要です。

今後も外国人の永住化、定住化が進み、外国人住民数は全体として増加するものと考えられる中、外国人住民も社会を構成する一員であり、その多様性を活かしつつ、支援の担い手としても社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要となります。

第7章 これからの多文化共生の方向性

1 新たな人的資源としての外国人住民の多様性を活かしたまちづくり

川口市では、107の国と地域に及び3万8千人を超える多様で個性豊かな外国人住民が居住しています。これらの外国人住民を「支援される側」から地域の多様な担い手となる「支援する側」に捉え直して、外国人住民のまちづくりへの参加を促していきます。

第5次川口市総合計画後期基本計画の「めざす姿Ⅱ 子どもから大人まで“個々が輝くまち”」の「4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」における単位施策と主な取り組みの中に「日本における生活ルールや習慣を啓発することなどにより、外国人が社会にとけこみ、文化の異なる日本で安心して日常生活を送れるように支援します。」との方向性が示されています。

これまで支援の対象でしかなかった外国人住民を、多様性を活かしたまちづくりの「新たな人的資源」として掘り起こし、この「新たな人的資源」をまちづくりに効果的・効率的に活用して外国人住民も積極的にまちづくりに参加して活躍できる外国人目線でのまちづくりを推進することが、魅力的で持続的に発展できるグローバルなまちとなり、多くの人々から選ばれるまちの実現が見えてくることを意味します。そして、新たな人的資源としての外国人住民の多様性を活かしたまちづくりを推進することが、外国人住民の多様性を活かすための地域の環境整備にもつながり、多文化共生の発展したまちとしての川口市の姿が見えてきます。

2 高度人材の卵としての留学生の活躍推進

令和4年1月1日現在、本市の在留外国人に占める留学生の割合は約6.80%と、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響で激減しましたが、ポストコロナ時代を見据え、以前のように留学生の割合が10%を超えることが今後予想されます。

少子高齢化や人口減少社会の到来に伴い、外国人留学生の就業機会の確保や創業や起業への支援を促進することで、地域経済の活性化につながっていきます。

日本語を学び、日本の生活習慣も身に付けた高度人材の卵の外国人留学生の多様性を活かせば、外国人住民からの視点と多様性が溢れるまちの姿が見えてきます。

3 特定技能人材への期待

市内では、企業における外国人研修生の受け入れは古くから取組まれてきました。現在では、川口商工会議所が受け入れ機関の監理団体認定を取得するなど、全国的にも特色ある技能実習生の取組みをしてきましたが、厚生労働省によれば、令和3年10月時点における外国人労働者数の中で技能実習生が初めて減少に転じました。

一方で平成30年に成立した改正出入国管理法により創設された「特定技能」の在留資格で滞在している外国人材が増えています。「特定技能制度」は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的としており、深刻化する日本企業の人手不足を解消すると期待されています。

「人手不足の解消」が目的である「特定技能制度」は、技能実習生とは違い、受け入れ人数に制限がなかったり、母国にいる配偶者ならびに子どもに限り、「家族滞在」として日

本に呼ぶことができるなどのメリットがあります。

人口減少社会における労働力不足の解消や地方創生の観点から「特定技能」向けの取組みを進めることにより、生産性の向上や労働力不足を解消した「人と産業が元気なまち」の姿が見えてきます。

4 外国人コミュニティへの支援と連携

長い間、地域に暮らしており、日本語能力も高い外国人住民は、例えば災害時などにおいても他の外国人を「支援する側」に回るることができる貴重な人材でもあります。外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行う必要があります。

そのためには、地域外国人コミュニティのさらなる把握と連携を強化することで、日本人住民と外国人住民のお互いの意見を施策に反映させて、誰もが地域社会へ参画できる「共生をめざしたまちづくり」の姿が見えてきます。

川口市多文化共生推進庁内連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における多文化共生社会の促進に関し、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するため、川口市多文化共生推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 多文化共生社会の形成に関する施策の推進に関すること。
- (2) 多文化共生社会の形成に関する施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
- (3) その他多文化共生社会の形成、促進に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、市民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会議の会務を総理し、会議の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 連絡会議は、会長が招集し主宰する。

- 2 委員が出席できないときは、会長の承認を得て代理の者が出席することができる。
- 3 連絡会議は、審議事項について必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

~~附 則 省 略~~

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民生活部長	政策審議員（総務担当）	情報政策課長	防災課長	危機管理課長	防犯対策室長	管財課長	税制課長	市民課長	生活福祉1課長	子ども総務課長	保育入所課長	保育幼稚園課長	国民健康保険課長	保健センター所長	廃棄物対策課長	経営支援課長	医事課長	中央図書館長	学務課長	指導課長	協働推進課長
--------	-------------	--------	------	--------	--------	------	------	------	---------	---------	--------	---------	----------	----------	---------	--------	------	--------	------	------	--------

	課名	職名	備考
1	市民生活部	部長	
2	政策審議室	審議員 （総務担当）	
3	情報政策課	課長	
4	防災課 危機管理課	課長	
5	防犯対策室	室長	
6	管財課	課長	
7	税制課	課長	
8	市民課	課長	
9	生活福祉1課	課長	
10	子ども総務課	課長	
11	保育入所課 保育幼稚園課	課長	
12	国民健康保険課	課長	
13	保健センター	所長	
14	廃棄物対策課	課長	
15	経営支援課	課長	
16	医事課	課長	
17	中央図書館	館長	
18	学務課	課長	
19	指導課	課長	
20	協働推進課	課長	事務局兼委員

平成29年8月1日 令和4年3月1日現在

パブリック・コメント手続きの実施について

1 趣 旨

「第2次川口市多文化共生指針 改訂版」の策定にあたり、広く市民からの意見等を募集するもの

2 意見対象

「第2次川口市多文化共生指針 改訂版（素案）」の内容

3 募集期間

令和4年12月13日（火）から令和5年1月12日（木）

4 公開方法

- ① 市ホームページに掲載
- ② 協働推進課及び市政情報コーナーでの閲覧

5 意見を提出できるかた

- ① 市内に住所を有するかた
- ② 市内に事務所又は事業所を有するかた
- ③ 市内の事務所又は事業所に勤務するかた
- ④ 市内の学校に在学するかた
- ⑤ 本市に対して納税義務を有するかた
- ⑥ そのほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた

6 意見の提出方法

- ① 文書の持参
- ② 郵送（当日消印有効）
- ③ F A X
- ④ 電子メール
- ⑤ 市ホームページの入力フォーム

7 結果の公表

意見の募集終了後、提出された全ての意見について公表

8 その他

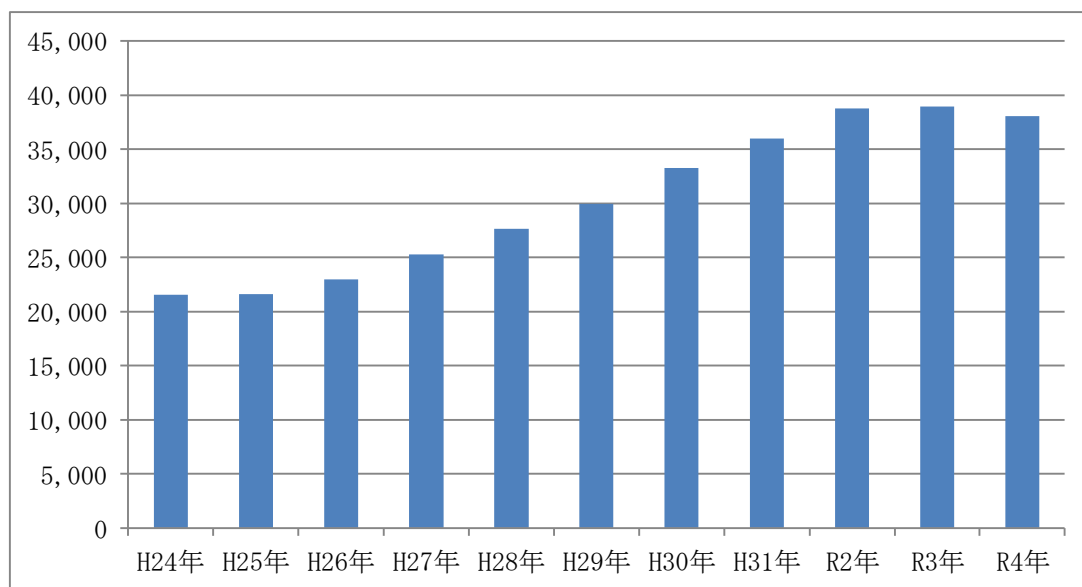
意見の募集については、広報かわぐち12月号に記事を掲載予定

川口市における外国人住民の現状について
—令和4年10月1日現在の外国人住民統計—

1 川口市における外国人数の推移

統計年（1月1日）	全人口（人）	人数（人）	比率（%）
平成24年	579,021	21,578	3.7
平成25年	580,852	21,588	3.7
平成26年	583,989	22,958	3.9
平成27年	589,205	25,263	4.3
平成28年	592,684	27,641	4.7
平成29年	595,495	29,989	5.0
平成30年	600,050	33,279	5.5
平成31年	603,838	35,988	5.96
令和2年	607,105	38,764	6.38
令和3年	607,373	38,945	6.41
令和4年	605,545	38,090	6.29

※平成24年10月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人登録法が廃止、新しい在留管理制度が整備されました。



【 参 考 】

統計年月日	全人口	人数（人）	比率（%）
令和4年10月1日	605,013	39,217	6.48

※住民基本台帳のデータを元に作成（7を除く）

2 年齢別統計

令和4年10月1日						
年齢階級別 (歳)	外国人(人)	比率(%)	日本人(人)	比率(%)	総数(人)	比率(%)
0～9	4,075	10.4%	42,146	7.4%	46,221	7.6%
10～19	2,249	5.7%	49,436	8.7%	51,685	8.5%
20～29	9,646	24.6%	62,967	11.1%	72,613	12.0%
30～39	11,101	28.3%	66,939	11.8%	78,040	12.9%
40～49	5,947	15.2%	86,538	15.3%	92,485	15.3%
50～59	3,941	10.0%	89,046	15.7%	92,987	15.4%
60～69	1,600	4.1%	58,370	10.3%	59,970	9.9%
70～79	489	1.2%	65,217	11.5%	65,706	10.9%
80以上	169	0.4%	45,137	8.0%	45,306	7.5%
合計	39,217	100.0%	565,796	100.0%	605,013	100.0%

3 国籍別順位

順位	令和4年10月1日		
	国籍	人数(人)	比率(%)
1	中国	22,119	56.4%
2	ベトナム	4,338	11.1%
3	フィリピン	2,745	7.0%
4	韓国	2,652	6.8%
5	トルコ	1,426	3.6%
	その他	5,937	15.1%
	合計	39,217	100.0%

4 在留資格別順位

順位	令和4年10月1日		
	在留資格	人数(人)	比率(%)
1	永住者	12,229	31.2%
2	技術・人文知識・国際業務	6,393	16.3%
3	家族滞在	5,257	13.4%
4	定住者	2,345	6.0%
5	特定活動	2,314	5.9%
6	留学	2,287	5.8%
7	技能実習	1,589	4.1%
8	日本人の配偶者等	1,441	3.7%
9	特別永住者	1,364	3.5%
10	永住者の配偶者等	1,295	3.3%
11	経営・管理	903	2.3%
12	技能	797	2.0%
	その他	1,003	2.6%
	合計	39,217	100.0%

5 地区別順位

順位	令和4年10月1日		
	地区	人数(人)	比率(%)
1	横曽根地区	11,325	28.9%
2	芝地区	7,829	20.0%
3	青木地区	5,802	14.8%
4	中央地区	4,470	11.4%
5	南平地区	3,112	7.9%
6	鳩ヶ谷地区	1,677	4.3%
7	戸塚地区	1,544	3.9%
8	神根地区	1,455	3.7%
9	新郷地区	1,209	3.1%
10	安行地区	794	2.0%
	合計	39,217	100.0%

6 地区別兼国籍別順位

令和4年10月1日現在

横曽根地区		芝地区		青木地区		中央地区	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	7,839	中国	5,053	中国	3,314	中国	2,921
ベトナム	1,219	ベトナム	581	ベトナム	609	ベトナム	446
韓国	579	トルコ	496	フィリピン	441	韓国	312
ネパール	417	フィリピン	364	韓国	433	インド	163
フィリピン	308	韓国	327	トルコ	292	ネパール	141
その他	963	その他	1,008	その他	713	その他	487
合計	11,325	合計	7,829	合計	5,802	合計	4,470

南平地区		鳩ヶ谷地区		戸塚地区		神根地区	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	953	中国	677	中国	355	中国	449
ベトナム	581	韓国	243	トルコ	255	ベトナム	213
フィリピン	509	フィリピン	201	韓国	189	フィリピン	198
韓国	293	ベトナム	192	フィリピン	182	トルコ	194
ネパール	97	インドネシア	46	ベトナム	169	韓国	107
その他	679	その他	318	その他	394	その他	294
合計	3,112	合計	1,677	合計	1,544	合計	1,455

新郷地区		安行地区	
国籍	人数	国籍	人数
中国	316	中国	242
フィリピン	302	フィリピン	165
ベトナム	213	ベトナム	115
韓国	106	韓国	63
インドネシア	46	トルコ	46
その他	226	その他	163
合計	1,209	合計	794

7 在留外国人総数上位 20 自治体

令和 3 年 12 月末現在

(法務省統計 (別表) 在留外国人総数上位 100 自治体 より)

順位	市区町村名	人数 (人)
1	川口市	38,565
2	東京都江戸川区	36,201
3	東京都新宿区	34,768
4	東京都足立区	33,696
5	東京都江東区	30,208
6	大阪市生野区	26,797
7	東京都板橋区	26,192
8	東京都豊島区	24,706
9	東京都大田区	23,743
10	東京都葛飾区	22,024
11	東京都北区	21,863
12	東京都世田谷区	21,674
13	東京都練馬区	19,242
14	豊橋市	18,929
15	船橋市	18,758
16	東大阪市	18,640
17	豊田市	17,941
18	東京都荒川区	17,911
19	東京都港区	17,859
20	松戸市	16,987

令和4年10月1日現在 川口市外国人住民数 39,217人

川口市地区別概略図

